

【別表】

試験区分	採用予定 人数	職務内容	任期	受験資格
事務（任期付） 【秘書業務】	1名	秘書業務	令和8年7月1日～ 令和11年3月31日	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、官公庁及び民間企業において秘書業務の実務経験を、令和8年3月31日時点で3年以上有する人
事務（任期付） 【広報業務】	1名	広報業務	令和8年7月1日～ 令和11年3月31日	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、官公庁及び民間企業において広報プロモーション部門の実務経験を、令和8年3月31日時点で3年以上有する人
事務（任期付） 【固定資産税賦課業務】	1名	固定資産税の賦課業務	令和8年7月1日～ 令和11年3月31日	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、官公庁の事務職員として固定資産税（償却資産を含む）の賦課等の業務経験を、令和8年3月31日時点で3年以上有する人
事務（任期付） 【用地買収業務】	1名	用地買収業務	令和8年7月1日～ 令和11年3月31日	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、官公庁の事務職員として権利者との用地買収協議等の業務経験を、令和8年3月31日時点で3年以上有する人
事務（任期付） 【保健福祉・健康管理業務】	2名程度	保健福祉及び健康管理業務	令和8年7月1日～ 令和11年3月31日	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、官公庁の事務職員として保健福祉に関する業務及び健康福祉行政に関する業務経験を、令和8年3月31日時点で3年以上有する人
土木（任期付） 【農林道・土木管理業務】	2名程度	農林道及び土木管理業務	令和8年7月1日～ 令和11年3月31日	昭和36年4月2日以降に生まれた人で、官公庁の土木職員として農林道の整備や、土木に関する設計、施工管理等の業務経験を令和8年3月31日時点で3年以上有する人

（注）職務経験について

ア 会社員や自営業者、公務員等として、1年以上、一の事業に週30時間以上継続して従事した期間が該当します。

イ アルバイトやパートタイマーとしての期間は除きます。

ウ 職務経験が複数の場合は、上記アの期間を通算して3年以上が必要です。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。なお、産前産後の出産休暇を除き、在職中に連続して3ヵ月以上職務に従事していない期間は換算できません。

エ 最終合格発表後、職務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。期間が確認できない場合は、合格を取り消すこともあります。

※この試験で募集する任期付職員とは、伊勢原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条の規定により採用される任用期間に定めのある職員です。

※任用期間は職務の進捗状況に応じて、採用された日から5年を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。

※地方公務員法第16条に掲げる次のいずれかの事項に該当する人は受験することができません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 伊勢原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人